

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

甲州市長 鈴木 幹夫

市町村名 (市町村コード)	甲州市 (19213)
地域名 (地域内農業集落名)	玉宮地区 (的場、御所、中組、乙木、宮組、西組、東組、上手、福生里東、福生里西、平沢下、平沢上)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

塩山地域の北部に位置し、地区のなかでは最も急傾斜の地帯である。地域の中心を県道平沢千野線が走り、集落はこの道路沿いに広がっている。南部と北部の標高差は200m～300m程度で、当地域ではもも、すもも、ぶどうが栽培されている。平成30年度には、ワインメーカーが新規参入し、地域でのワイン醸造用ぶどう栽培に取り組むとともに、農泊、農業体験、地域人材育成など同地区の活性に寄与している。山間地は段々畑が多く、耕作放棄地は増加している。当地区は、農業者の平均年齢が70歳を超え、高齢化が進んでおり、地域農業を持続していくためには、地域間の連携、後継者の確保・育成が最重要課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域は、塩山地域で最も高地に位置した山間傾斜地帯であり、もも、すもも、ぶどうが栽培されている。北部の傾斜地帯は、後継者不足や鳥獣被害により農地のかい廃が進んでいる。今後は、国の補助事業を活用しながら、生産基盤の確立等、地域の実情に見合った農業生産基盤を推進する。また、集团的・組織的な生産体制の整備を進め、担い手や新規就農者が活動しやすい環境の整備を進めるとともに、農地への通作や共選所への運搬等の営農条件の改善を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	209 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	184 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地区域内(農振農用地)区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <p>農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に経営面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を積極的に進める。</p>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>効率的な農地利用を推進するため、農業委員や農地利用最適化推進委員と連携を図りながら、農地中間管理機構を積極的に活用していく。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>担い手のニーズ、地域の意向を踏まえ、各種補助事業を活用し、農地の大区画化、汎用化等のための基盤整備事業を進める。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>認定農業者制度の活用・充実、農地の集積による規模の拡大、定年退職後の帰農やIターン・Uターン者による新規就農者の確保・育成といったプログラムを包含した市独自の「就農定着総合支援制度」、就農に特化した「地域おこし協力隊制度」等を最大限活用し、多様な経営体の確保・育成に努めていく。また、新規就農者に対しては、経営の安定化が図られるまで地域や関係機関が相互に連携し、支援していく。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>農福連携や地域おこし協力隊制度などによる農作業受委託を従来以上に進めていく。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害の軽減に必要な対策をハード・ソフト両面において実施していく。
- ②草生栽培をはじめ、環境への配慮と減農薬化を気象変動を睨みながら段階的に推進する。
- ⑤果樹の盗難防止に必要な対策(夜間巡回警備)をJA等と連携しながら実施していく。